

# 個人番号カードの交付申請をしませんか

●問い合わせ先 市民課（合志庁舎）

☎（248） 1113

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が10月5日からスタートします。それに伴い、一人一人の個人番号（マイナンバー）が記載された「通知カード」を、11月初旬頃から順次発送します。

「通知カード」にはマイナンバーが記載されていますが、これ1枚では身分証明書としては利用できません。将来的にさまざまなメリットがある「個人番号カード」の交付申請をしませんか。

## 個人番号カードのメリット

- 個人番号を証明する書類になります
- 各種行政手続きのオンライン申請に利用できます
- 本人確認の際の公的な身分証明書になります
- インターネットを利用して、マイナンバーがいつでもどんな目的のために利用されたか確認できるようになります（マイナポータル）

## 通知カードと個人番号カードの違い

	通知カード	個人番号カード
対象者	全市民	希望者のみ
様式	顔写真なし ICチップなし 紙製	顔写真あり ICチップあり プラスチック製
カードの利用	別途、運転免許証などが必要	1枚で個人番号の提示と本人確認ができる
電子証明書	なし	あり
発行手数料	なし (再発行は500円)	初回無料 (再発行は1,000円)※

※内訳：個人番号カード800円、電子証明書200円

### Q1 個人番号カードは申請したらすぐにもらえますか

即日発行はできません。申請後、平成28年1月以降に本人限定受取郵便または市民課（合志庁舎）で交付します。

### Q2 受け取る時はどのくらい時間がかかりますか

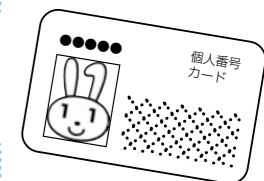
個人番号カードを市役所で受け取る場合、1人当たり約30分かかります。時間に余裕をもってお越しください。

### Q3 個人番号カードは土日でも受け取れますか

土日のお受け取りはできません。受取時間や場所は次のとおりです。必ず本人がお越しください。  
**とき** 平日 午前8時30分～午後4時30分  
**ところ** 市民課（合志庁舎）  
 ※入院などで本人が来庁できない場合についてはお問い合わせください。

### Q4 個人番号カードの有効期間はありますか

10回目の誕生日までです。なお、20歳未満の人は5回目の誕生日までとなります。  
 ※電子証明書は5回目の誕生日まで。



個人番号カードの申請方法は次のとおりです

## 窓口で申請する ……➔ 郵便で受け取る

### ステップ1

通知カードと個人番号カード交付申請書が届く



### 申請窓口

- 市民課（合志庁舎）
- 西合志庁舎総合窓口課
- 泉ヶ丘支所
- 須屋支所

### ステップ2

申請書に必要事項を記入し、写真を添えて窓口で申請する



### 申請のときに必要なもの

- 通知カード
- 個人番号カード交付申請書
- 顔写真1枚  
(縦4.5cm×横3.5cm)  
※写真は直近6カ月以内に撮影した無帽・正面・無背景のもの

### ステップ3

郵送される個人番号カードを受け取る(平成28年1月以降)



- 運転免許証など顔写真付きの公的身分証明書
- 住民基本台帳カード(持っている人のみ)  
※暗証番号の設定が必要になります。

## 郵送で申請する ……➔ 窓口で受け取る

### ステップ1

通知カードと個人番号カード交付申請書が届く



### カードの受け取り窓口

- 市民課（合志庁舎）のみ

### ステップ2

申請書に必要事項を記入して顔写真を貼り付け、返信用封筒に入れてポストに入れてポストに投函する

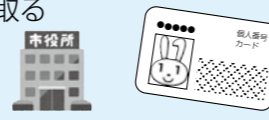


### カードの受け取りに必要なもの

- 通知カード
- 個人番号カード交付通知書
- 運転免許証など顔写真付きの公的身分証明書

### ステップ3

個人番号カード交付通知書(はがき)が届いたら、市民課(合志庁舎)でカードを受け取る



- 暗証番号(窓口で入力)
- 住民基本台帳カード(持っている人のみ)

## スマートフォンなどを使って Web 申請する ……➔ 窓口で受け取る

### ステップ1

通知カードと個人番号カード交付申請書が届く

### ステップ2

申請書に印刷されたQRコードを読み取り、所定のフォームに入力。顔写真を添付しオンライン申請する

### ステップ3

個人番号カード交付通知書(はがき)が届いたら、市民課(合志庁舎)でカードを受け取る



窓口・必要なものは郵送申請と同じです

●使用する写真について、詳しくはインターネットの個人番号カード総合サイトをご覧ください

<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

マイナンバーに関するお問い合わせ

### コールセンター

- 日本語窓口 0570-20-0178
- 外国語窓口 0570-20-0291

※平日午前9時30分～午後5時30分(土日祝日・年末年始を除く)  
 ※通話料がかかります。



## マイナンバーの適切な管理について審議しました

ことし8月、市は、市個人情報保護審査会に行政手続きへのマイナンバーの利用や提供などについて定める条例の制定について、審議を依頼しました。

審査会からは、条例の制定に伴い、マイナンバー制度の実施に際しては、市民への周知、職員研修、個人情報保護評価書について十分に取組むよう答申がなされました。



荒木市長へ答申を読み上げる坂本正会長